

令和6年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に
関する基本協定（航空写真測量・衛星写真判読部門）の締結
募集要項説明書

令和6年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（航空写真測量・衛星写真判読部門）の締結については、この募集要項説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月10日

2. 協定締結者 九州地方整備局 川内川河川事務所長 杉町 英明
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川流域内において、異常な天然現象による災害の発生または災害の発生が予測される場合において、広範囲にわたる状況を把握し、的確な災害対応を図るため、あらかじめ特定の企業と災害時に関する協定を締結し、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的とするものである。

(2) 協定対象区間及び協定締結予定者数等

- 1) 協定対象区間は、川内川流域内とする。ただし、川内川河川事務所長が必要と判断した場合には川内川流域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。
- 2) 協定締結予定者数については5者程度を想定している。

(3) 実施内容

協定締結者は事務所長の指示に基づき、被災状況を把握するため、以下項目について調査等を行う。

- 1) 有人および無人航空写真撮影・測量
- 2) 有人および無人航空レーザー測量・解析
- 3) 光学、SAR衛星写真の取得・判読

(4) 基本協定の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局における令和5・6年度の測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、かつ令和6年4月1日時点で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定

を受けていること。)

なお、令和6年4月1日時点において認定を受けていない者との協定は、協定参加資格を有しない者として当該協定を無効とする。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 測量士の資格を持つ技術者を有すること。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）内に、本店または支店営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本支店営業所の住所による。）が所在すること。
- (6) 平成25年度以降、募集要項発表日までに完了した以下のア) またはイ) またはウ) のいずれかの同種業務（再委託による業務の実績は含まない）の実績を有すること。なお、同種業務の実績は、国・県・市町村が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。
- ・同種業務： ア) 有人および無人航空写真撮影・測量業務
 - イ) 有人および無人航空レーザー測量・解析業務
 - ウ) 衛星写真の取得・判読に関する業務
- なお、各協定参加資格確認申請者は上記ア) またはイ) またはウ) のうち、実績を有する実施可能な内容について各々の業務実績を添付のうえ、別添様式にて申請するものとする。
※各業務実績は、国・県・市町村が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする。
- (7) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 確認申請書添付資料

(1) 添付資料

下表について別添様式に記載のうえ申請するものとする。

| 項目 | 記載内容 | 提出様式 |
|----------|---|------|
| ■移動所要時間 | ■本店または支店等の所在地及びそこから川内川河川事務所までの移動時間 | 様式-2 |
| ■技術者数 | ■測量関係技術者総数 | 様式-2 |
| ■同種業務の実績 | ■平成25年度以降の実施可能な同種業務の実績 | 様式-2 |
| ■災害対応方針 | ■災害への迅速な対応の備えとしての、資機材・人員体制等及び業務項目の状況を踏まえ、災害時における業務実施体制・方針を簡潔に記載 | 様式-3 |

(2) 決定方法

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課
担当： 保全対策官
電話番号： 0996-22-3430

7. 資料の作成及び提出

- (1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。
 - 1) 参加要項：申請書（様式-1）及び技術資料（様式-2、3）の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>
 - 2) 提出資料：
申請書（様式-1）及び技術資料等（様式-2、様式3並びに添付資料）
 - 3) 提出期間：
令和6年1月10日（水）～令和6年2月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
 - 4) 提出場所：
上記6. に同じ。
 - 5) 提出方法：
持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。但し郵送する際は表封筒に『災害時等基本協定の締結（測量設計部門）』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する）
 - 6) その他：
申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意する。
 - ①申請書には、会社の代表者印を押印すること。
 - ②同種業務の実績で、TECRIS に登録されていない実績を記入する場合は、契約書、特記仕様書等業務内容が判断できる資料を添付すること。
- (2) 申請書は、様式により作成すること。
- (3) その他
 - 1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
 - 5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。
 - 6) 支店等営業所の確認
協定締結参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（本店を除く。））が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。
 - ア) 建設業許可申請書の『別紙2（1）』もしくは『別紙2（2）』
 - イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料（資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し）なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 選定結果の通知

- (1) 令和6年2月26日迄に選定の結果をFAXにて通知する。
- (2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限： 令和6年3月4日（月）17時00分
 - 2) 提出場所： 上記6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。
- (3) 担当部局は、説明を求められたときは、令和6年3月7日（木）までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9. 募集要項説明書に対する質問

- (1) この募集要項説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - 1) 提出期間：
令和6年1月10日（水）～令和6年2月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
 - 2) 提出場所： 上記6. に同じ。
 - 3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - 1) 期 間：
令和6年1月10日（水）～令和6年2月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
 - 2) 場 所： 上記6. に同じ。

10. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

11. 再苦情申立て

- (1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日（休日を含まない。）以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間
受付窓口： 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所
電話： 0996-22-3272
担当： 経理課長
(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分)

12. その他

- (1) 基本協定締結後、請負契約を行う協定締結者は、上記5（2）による評価順位の高い順に要請する。
- (2) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に調査等を実施する場合は速やかに調査等の請負契約を締結する。また、調査等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。